

## 電気買取に関する重要事項説明書(お申し込み前に必ずお読みください。)

本説明書は、お客さま、すなわち電気の発電者(以下「甲」といいます。)から、グリーンピープルズパワー株式会社(以下「乙」といいます。)が、卒FIT太陽光発電設備による電力の買取を行う(以下「本業務」といい、本業務に関する甲乙間の電気買取契約を「本契約」といいます。)にあたっての重要事項について説明します。本説明書は、電気事業法に基づき交付するものです。

本内容の詳細につきましては弊社「卒FIT太陽光発電設備からの電気買取に関する契約約款」(以下、「買取約款」といいます。)に記載しています。この「買取約款」および「プライバシーポリシー」(個人情報の取り扱い)については弊社ホームページから閲覧およびダウンロードすることができますので、本書面と合わせてご確認ください。

### 1. 電気買取者

本契約に定める発電所からの電気の買取については、グリーンピープルズパワー株式会社(小売電気事業者登録番号 A0644)が行います。

### 2. 買取サービス対象者

本業務の対象者は以下の条件を満たす方とします。

- ・固定価格買取制度(FIT)の設備認定を受けた発電設備であること
- ・東京電力管内の太陽光発電設備であること
- ・設備の需給最大容量(発電出力)が10kW未満で余剰分を売電していること
- ・乙の定める買取約款に承諾いただけること

### 3. お問合せ先

本業務の電気に関するサービス内容や料金などのお問合せは下記のとおりです。

電話番号:03-6274-8660 平日(土日・祝日、年末年始を除く)9:00-17:00

メールアドレス:info@greenpeople.co.jp 24時間受付可能

なお、緊急時のお問合せも、上記の電話番号へご連絡ください。

電話が繋がらない場合は、代表取締役の竹村携帯 090-9964-5024 までご連絡ください。

### 4. 本業務の契約

本業務に関する甲乙間での契約は、所定の用紙でお申込み後、乙が甲に契約成立を通知した日に成立するものとします。

### 5. 買取開始

甲に対する乙からの買取開始年月日は、原則として再生可能エネルギー特別措置法第3条第1項にもとづき経済産業大臣が定める調達期間の満了月以降の検針日といたします。乙は、甲の買取契約の申込みを承諾したときには、甲との協議により買取開始日を定め、買取開始に係る準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電力買取を開始いたします。なお、諸般の事情により予め定めた買取開始日に電気を買取できない場合には、あらかじめ甲及び一般送配電事業者と協議のうえ、買取開始日を定めて電気を買取いたします。

### 6. 契約期間

契約期間は、原則として乙が買取を開始した日から、10年を経過して最初に到来する検針日の前日までといたします。ただし当社またはお客さまのいずれかから、契約期間満了の1ヶ月前までに契約の終了または変更の申出がない場合は、買取契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。(買取約款第8条)

### 7. 工事費等

電力買取の開始または買取契約の変更等にもない一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、当社は、その工事費等に相当する金額(以下、「工事費負担金等相当額」といいます。)をお客さまから申し受けます。

### 8. 買取料金

甲の買取料金は、買取料金の算定期間を「1ヵ月」として、当月の買取電力量に、「別表」に記す買取電力量料金単価(12円/kWh 2022年9月1日実施)を乗じて得た金額といたします。ただし買取単価は原則として10年間、同一価格とします。なお、買取電力量料金単価には消費税等相当額を含むものといたします。(買取約款第6.14条別表)

## 9. 料金の支払い方法

お客様の買取料金は、6ヶ月毎(6月及び12月)の当社が定める買取電力量を確定しその数量を当社が把握する日の翌月に、お客様の指定の口座に振り込む形でお支払いします。

## 10. 甲による契約の終了

甲が買取契約を終了しようとする場合は、予めその希望する終了希望期日を定めて、乙に通知することで、本契約を変更、もしくは解約することができます。(買取約款第26条)

## 11. 一般送配電事業者の託送供給等約款に定められた小売供給の甲の責任に関する事項

以下の各号に定める場合、乙は電力の買取を停止する場合があります。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由により電気供給における保安上の危険があると乙および一般送配電事業者が認めた場合
- (2) 甲が電気工作物の改変により不正に電気を使用した場合、又は契約負荷設備以外の設備で電気を使用した場合
- (3) 甲が一般送配電事業者の託送供給約款に定める乙および一般送配電事業者の業務の遂行を正当な理由なく拒否または妨害した場合

## 12. 乙からの申し出による解約

乙は、以下の各号に定める場合、本契約を解約することがあります。

- (1) 甲が一般送配電事業者からの託送供給等を停止されて、乙が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合
- (2) 甲が本約款または他の買取契約によって支払いを要することになった債務を支払わない場合
- (3) 当該発電設備の更新等について適切な申込みをされない場合等、買取契約が不適正と認められる場合で、お客さまが当社の定めた期日までに必要となる手続きを行わない場合、または適正な契約変更に応じない場合
- (4) その他、甲が買取約款に規定された措置を講じていただけない場合、また約款に反した場合

## 13. 現契約の解約に伴う不利益事項

甲は、現在の買取電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行されたポイントの失効、継続利用期間のクリアおよび過去の発電量の照会不可等の不利益を被る可能性があります。乙は、現在の小売電気事業者との契約を解約することにより甲に生じた不利益については、一切責任を負いかねます。

## 14. 電気の買取に伴う甲の協力

甲は、一般送配電事業者が定める託送供給約款に規定された、以下の事項を遵守するものとします。それに伴い、乙もしくは一般送配電事業者から、甲に以下の各号の事項への協力を要請する場合があることを、甲は予め了承するものとします。

- (1) 乙または一般送配電事業者あるいはこれらより委託を受けた保安業務を実施するものによる電力の買取に必要な設備の工事及び維持に必要な用地への立ち入り
- (2) 乙または一般送配電事業者による電気の需給上または保安上必要がある場合に、電力の買取の中止または制限
- (3) 乙、甲の電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくは甲が電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨に係る一般送配電事業者への通知

## 15. 本書等の変更

乙は、本事業の運営上必要と判断した場合、甲の了承を得ることなく、電力買取に関する重要事項説明書、料金メニューを変更することがあります。この場合、変更された本書等の内容は、乙のホームページ上でご確認いただけます。

以上

### 【電気買取サービスを提供する小売電気事業者】

グリーンピープルズパワー株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-4-2カーサ御苑903

<http://www.greenpeople.co.jp>

### 【お問合せ先】

[info@greenpeople.co.jp](mailto:info@greenpeople.co.jp)

(24時間受付可能。ただし年末年始は除きます。また、返信が直ちにはできない場合があります。)